

令和8年度三重県介護支援専門員 「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（実務経験者更新研修）」受講案内

1. 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

また、この研修は介護支援専門員証の有効期間を更新するために必要な「更新研修」を兼ねています。

2. 実施機関

本研修は、三重県社会福祉協議会が実施します。（県からの委託事業）

研修内容の詳細等については、三重県社会福祉協議会にお問い合わせください。

ただし、受講申込受付と受講決定は、三重県長寿介護課が行います。（申込内容については、研修実施機関である三重県社会福祉協議会に共有します。）

3. 受講対象者

（1）更新対象者の方（介護支援専門員証の有効期間満了日が令和9年1月～12月の方）

介護支援専門員証の有効期間内に、実務に従事している方または従事した経験がある方を対象とします。

※ 三重県で介護支援専門員として登録をしている方が受講できます。

※ 介護支援専門員証を更新するためには、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを有効期間内に受講することが必要ですが、専門研修課程Ⅰを過去に1回でも修了したことがある方は、専門研修課程Ⅰの受講は免除されます。詳しくは別添の「更新研修フローチャート（2回目以降の資格更新者対象）」をご確認ください。

※ 更新対象者については、（2）に記載の実務経験年数に達していない方も受講できます（実務経験3年未満の方も専門Ⅱの受講が可能です）。

※ 専門研修課程Ⅰ、Ⅱ両方とも、事例検討を行う演習があるため、受講者自らが作成したケアプランによる事例を、研修中に提出していただく必要があります。（専門研修課程Ⅰ・Ⅱを両方受講する際は、異なる事例を用意してください。）

そのため、現在実務に従事していない等の場合は、過去に作成したケアプランの事例を提出いただくことも可能ですが、検討できる内容を備えた事例の提出が必要です。

なお、事例の提出ができない場合は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを受講することはできませんので、実務未経験者更新研修の受講をお願いします。

※ 主任介護支援専門員の方は、「主任介護支援専門員更新研修」を受講することにより、更新研修に代える（介護支援専門員証の更新が可能）ことができます。「主任介護支援専門員研修」は更新研修の代わりになりません。

(2) 更新対象者以外の方（介護支援専門員証の有効期間満了日が令和10年1月以降の方）

① 専門研修課程 I

介護支援専門員として実務に従事している方で、実務経験が6か月以上の方。

② 専門研修課程 II

介護支援専門員として実務に従事している方で、専門研修課程 I 修了者で実務経験が3年以上の方。

※ 実務経験年数は、令和8年4月末現在で算定してください。

※ 三重県内で介護支援専門員として勤務している方が受講できます。

[実務経験について]

実務経験とは、下記の事業所又は施設において介護支援専門員として、介護サービス計画書の作成を行うことを指します。

※ 下記の事業所又は施設で就労していたとしても、要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っているのみで、ケアプランの作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。

※ 実務経験期間については、常勤専従等の勤務形態を問いません。

<事業所・施設一覧>

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 介護予防ケアマネジメント事業者
- ⑨ 地域包括支援センター

4. 研修方法

○講義部分は動画視聴による「オンデマンド研修」、演習部分は「オンライン研修」で開催します。

・オンデマンド研修では、講義動画の視聴可能期間内であれば、いつでも研修を受講することが可能です。各コース決められた講義動画を必ず期間内に視聴し終えてください。

視聴が終了した方のみ演習へ参加できます。

・オンライン研修では、Zoom を利用し、決められた日程で受講する必要があります。

○メールアドレスの登録が必須です。受講決定時にメールアドレスの登録をしていただきます。

○本研修の動画視聴では、日本介護支援専門員協会が提供する受講管理システム・動画配信シ

システムを利用します。アカウント登録や会員登録の無い場合は、研修受講のために上記システムへの利用登録が必要になります。詳細は受講決定時にお知らせします。

【受講環境等】

○動画視聴は、スマートフォンでも可能ですが、完了ボタンが押せない事例があるため、パソコンで行うことを推奨します。

○オンライン研修は、パソコン版 Zoom と同じ機能を使用できるパソコン等で受講してください。

- ・スマートフォンでは受講できません。

(タブレット端末等の場合、画面共有機能の利用や画面共有中の文字入力、ブレイクアウトルーム機能が使用できる必要があります。)

- ・マイク・カメラ機能が必要です。

- ・グループワーク時に他の受講者の迷惑になりますので、ヘッドセットやマイク付きイヤホンが必要です(生活音、話し声等が入り、演習の妨げとなる場合があるため)。出来る限り別室で受講いただくことを推奨します。

- ・安定して通信できる環境(有線)を推奨します。

- ・パソコンは1人1台必要です。1台のパソコンで複数人受講することはできません。

○オンライン研修時は Zoom を使用します。Zoom のアプリはあらかじめインストールしておいてください。

また、パソコンの不具合等で一定時間受講が確認できない場合、修了と認められない場合があるため、緊急時の予備機として、使用される可能性のあるデバイス(別のパソコン、タブレット、スマートフォン)にも Zoom のアプリをインストールしておいてください。

○演習時には、Zoom で以下のことをしていただくことがありますので、決定通知時に研修実施機関より送付する Zoom 操作マニュアルや各種サイト等で事前に自己学習されることをお勧めします。

- ・チャット
- ・画面共有
- ・画面共有しながら文字打込み など

希望者に、操作の確認も含めた Zoom の接続テストを実施します。詳しくは決定通知時に研修実施機関よりお知らせします。

○研修において Word や Excel、PowerPoint のデータを使用することがあります。無料 Word・Excel (Web 版 Word・Excel) はレイアウトが崩れる等の不具合が生じることがありますのでご注意ください。その場合、事務局では対応しかねますので、各自で対処をお願いします。

○研修に係る資料等は研修実施機関の Google ドライブに掲載します。講義資料は各自でダウンロードして印刷していただきます。また、Web フォームを使用して研修記録シートを提出いただきます。

○研修にかかる通信料や資料印刷代等は受講者負担となります。

5. 研修日程及び定員等

(1) 専門研修課程Ⅰ（各コース 60 人定員）

コース 区分	講義 (動画視聴)	演習 (オンライン)			講義 (動画視聴)	演習 (オンライン)	
1コース	動画視聴期間 6/4(木) ~7/8(水)	7/15 (水)	7/16 (木)	7/23 (木)	動画視聴期間 6/4(木) ~7/22(水)	8/6 (木)	8/17 (月)
2コース			7/17 (金)	7/24 (金)		8/7 (金)	8/18 (火)
3コース			7/18 (土)	7/25 (土)		8/8 (土)	8/16 (日)

(2) 専門研修課程Ⅱ（各コース 50 人定員）

※専門Ⅰ・Ⅱの両方を受講する方は、「あ」～「え」コースを受講できません。

コース 区分	講義 (動画視聴)	演習 (オンライン)			
あコース	動画視聴期間 6/29(月) ~8/11(火)	8/19(水)	8/26(水)	9/8(火)	9/15(火)
いコース		8/20(木)	8/27(木)	9/9(水)	9/16(水)
うコース		8/21(金)	8/28(金)	9/10(木)	9/17(木)
えコース		8/24(月)	8/31(月)	9/11(金)	9/18(金)
おコース	動画視聴期間 9/1(火) ~10/15(木)	10/21(水)	10/28(水)	11/11(水)	11/18(水)
かコース		10/22(木)	10/29(木)	11/12(木)	11/19(木)
きコース		10/23(金)	10/30(金)	11/13(金)	11/20(金)
くコース		10/24(土)	10/31(土)	11/14(土)	11/21(土)

6. 受講申込

(1) 申込方法

三重県電子申請・届出システムからオンライン申請を行ってください。

① 専門Ⅰのみ申し込む方

<https://logoform.jp/form/8vMX/1468464>



② 専門Ⅱのみ申し込む方

<https://logoform.jp/form/8vMX/1468470>



③ 専門Ⅰ・Ⅱ両方を申し込む方

<https://logoform.jp/form/8vMX/1468499>



※令和8年度に専門Ⅰと専門Ⅱの両方を受講される方は、専門Ⅰの受講中に専門Ⅱの同時受講はできないため、専門Ⅰを修了後に専門Ⅱを受講できるようコースの日程に注意して選択してください。(同時受講の場合、専門Ⅱは「お」～「く」コースを選んでください。)

- ・スマートフォンの方は上記二次元コード、パソコンの方は上記URLまたは下記ホームページのリンクより三重県電子申請・届出システムの申込フォームにアクセスしてください。
- ・URLを直接入力して「三重県申請・届出等手続の総合窓口」が表示される場合は、ポップアップをブロックするか、下記ホームページのリンクよりアクセスしてください。
- ・申込にあたり、三重県電子申請・届出システムの申請者IDの登録は必須ではありません。

三重県ホームページ

令和8年度三重県介護支援専門員「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（実務経験者更新研修）」のご案内

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500002.htm>

三重県トップページ > 健康・福祉・子ども > 福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護支援専門員資格・研修
> 令和8年度三重県介護支援専門員「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（実務経験者更新研修）」のご案内

(2) 申込期限

令和8年4月15日（水）

7. 受講決定

(1) 受講決定通知

令和8年4月末頃を目途に受講申込者あてに発送する予定です。

令和8年5月8日（金）になっても届かない場合は、長寿介護課までご連絡ください。

(2) 留意事項等

希望コースを優先して決定しますが、第1希望の申込人数が募集定員を超えた場合は第2希望以下のコースで決定しますので、あらかじめご了承ください。

また、申込者が定員を超えた場合は、介護支援専門員証の有効期限が令和9年中の方を優先します。従って、今年度は受講していただけない結果となることもありますので、よろしくお願ひします。

8. 受講事務手数料

専門研修課程Ⅰ 35,600円 専門研修課程Ⅱ 24,300円

※受講事務手数料の納入方法については、受講決定通知時にお示ししますが、「三重県収入証紙」にて所定の額を5月下旬までに納めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、研修受講の際には、別途テキストの購入が必要となります。購入方法や価格等の詳細については、受講決定時にお知らせします。

9. 特定一般教育制度について

本研修は、「特定一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」です。

特定一般教育訓練を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練実施者に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）がハローワークから支給される制度です。

支給申請手続き等については、受講決定時にご案内しますが、受講開始予定日の2週間前までに、「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、お住まいを管轄するハローワークで「受給資格確認」を行う必要があります。制度を利用する場合はお早めにお手続きください。

（特定一般教育訓練給付金のご案内 URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001529624.pdf>）

	専門研修Ⅰ	専門研修Ⅱ
教育訓練講座の名称	介護支援専門員 専門研修課程Ⅰ	介護支援専門員 専門研修課程Ⅱ
指 定 番 号	2422003-2610023-2	2422003-2610033-5
教育訓練施設の名称	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
受講開始予定日	令和8年6月4日	あいうえコース：令和8年6月29日 おかきくコース：令和8年9月1日
受講終了予定日	1コース：令和8年8月17日 2コース：令和8年8月18日 3コース：令和8年8月16日	あコース：令和8年9月15日 いコース：令和8年9月16日 うコース：令和8年9月17日 えコース：令和8年9月18日 おコース：令和8年11月18日 かコース：令和8年11月19日 きコース：令和8年11月20日 くコース：令和8年11月21日

10. 三重県介護支援専門員研修受講支援事業

三重県では、法人が支払った介護支援専門員研修受講料の一部を補助する三重県介護支援専門員研修受講支援事業を令和8年度から実施します。

支給申請手続き等については、受講決定時にご案内します。

11. その他

(1) 研修日程については、やむを得ず変更させていただくことがあります。

(2) 全日程を修了し、かつ全科目の「研修記録シート」の提出を行った者に修了証明書を交付します。

修了証明書は、介護支援専門員証の更新手続きに必要となります。修了証明書交付後の再発行はできませんので、大切に保管してください。

※研修記録シートの入力や提出方法等については、受講決定の際にお知らせいたします。

(3) 受講コースの全部または一部を変更することや、遅刻・早退・欠席は、やむを得ない場合を除き認められませんので、ご注意ください。また、補講は開催いたしません。

(4) 遅刻・早退・欠席をした場合の受講継続等の扱いについては、オンライン研修初日のオリエンテーションで説明します。

(5) 専門研修Ⅰ、Ⅱでは、以下のテーマ（演習科目）に沿った事例を用いて演習を行います。研修当日に使用しますので、予めご用意ください。提出様式については、下記をお読みいただき、提出時期は、受講決定時にお知らせします。（提出必須）

①生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント

②脳血管疾患のある方のケアマネジメント

③認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント

④大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント

⑤心疾患のある方のケアマネジメント

⑥誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント

⑦看取り等における看護サービスの活用に関する事例

⑧家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント

※専門Ⅰ、専門Ⅱともに上記のうち1科目以上に該当するものをそれぞれ1事例ご用意ください。

（複数科目が該当するものも可）

※事例の提出ができない場合は、専門Ⅰ及び専門Ⅱを受講することはできませんので、実務未経験者更新研修の受講をお願いします。

(6) (5) で作成する事例の様式は、研修実施機関の事例掲載ページ<事例様式等案内（専門Ⅰ・Ⅱ）>よりダウンロードしていただけます。

<https://www.miewel-1.com/training/detail/277>

三重県社会福祉協議会トップページ > 研修情報 > 令和8年度専門研修過程Ⅰ・Ⅱ（事例様式等）

事例様式掲載ページ<令和8年度専門研修過程Ⅰ・Ⅱ（事例様式等）>には指定の事例様式の他、注意事項等のご案内も掲載していますので、よくお読みいただき作成にあたってください。

12. 介護支援専門員証の失効

介護支援専門員証の更新を行わず有効期限を迎えた場合、受講した更新研修は全て無効となり、介護支援専門員証も失効します。

介護支援専門員証の有効期間満了後、介護支援専門員証の再交付を受けていない状態で介護支援専門員として業務を行った場合は、介護保険法の規定により介護支援専門員登録が削除される可能性がありますので、ご注意ください。

<研修の申込、受講決定に関する問い合わせ先>

三重県医療保健部 長寿介護課
介護人材確保班
電 話 059-224-2262
(平日: 8:30~17:15)
FAX 059-224-2919
電子メール chojus@pref.mie.lg.jp

※ご質問は、お問い合わせフォームからお願いします。

<介護支援専門員お問い合わせフォーム>



<研修内容、受講テキスト、事例の提出等に関する問合せ先>

三重県社会福祉協議会
介護支援専門員試験・研修センター
電 話 059-271-9911
(平日: 9:00~17:00)